

特定子ども・子育て支援施設等一覧（認可外保育施設【ベビーシッター】）令和7年5月1日時点

注)個人事業主として事業を実施しているベビーシッターについては、個人情報保護の観点から所在地の記載を行政区までとしています。

・無償化対象外となっている施設についても、改善が確認され次第、無償化対象となります。

・表内に一か付いしている施設に

ハハアは、今年度の古賀細木・備考欄に△が付いている施設に

・偏枯叢に※か付いている施設については、本市による立地検査の結果、改善を要する事項があり、是正指導中であることを表しています。所定の期限までに施設から改善状況報告がない場合は、最新月か〇となっていても、翌月以降、無償化対象となる可能性があります。

また、最新月が×となつても、改善が確認できた翌月以降、○となる可能性があります。

・この情報は毎月更新しますので、随時御確認ください。